

No.01

担当課室	福祉部福祉課	事業名	臨時福祉給付金支給事業	事業区分	臨時事業
事業概要	消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して軽減税率を導入するまでの暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金(経済対策分)を1人当たり15,000円支給する。事業費は全て国庫補助金を財源とする。 ※平成28・29年度実施の臨時福祉給付金事業(931,846千円)について、申請者増による不足分を追加計上するもの				
マニフェスト	-				
担当課室要求額		財政担当査定額		市長査定額	
①		②		③	
増減(②-①)		増減(③-②)			
16,500 千円		16,500 千円		16,500 千円	
-		-		-	
K P I	受益者など(見込)	平成28年度市民税均等割非課税者(総事業費分): 54,100 人	対象1人あたり	17,529 円	
査定結果の理由等	要求額は、申請者増の対応によるものであり適正であると認めた。				